



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県監察局
法制文書課

定期第6号 令和元年5月14日発行

目次

【告示】

番号	表題	担当課名
23	地籍調査の成果を認証した件	農林水産基盤整備局 農山漁村振興課
24	同	同
25	歳入の徴収の事務を私人に委託した件	都市計画課

【選挙管理委員会告示】

番号	表題	担当課名
1	政治資金規正法の規定に基づき届出のあった政治団体の名称等を公表する件	
2	政治資金規正法の規定に基づく政治団体の届出事項の異動の届出があった件	
3	政治資金規正法の規定に基づく政治団体の解散の届出があった件	
4	政治資金規正法の規定により政治活動のために寄附を受け又は支出をすることができない団体となった政治団体を公表する件	
5	政治資金規正法の規定に基づく資金管理団体の指定の取消しの届出があった件	

徳島県告示第二十三号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第一項の規定に基づき、三好市長から認証の請求のあった地籍調査の成果については、同条第二項の規定により次のとおり認証した。

令和元年五月十四日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 三好市に係る地籍調査

1 (一) 調査を行った者の名称

三好市

(二) 調査を行った時期

平成二十八年度及び平成二十九年

(三) 成果の名称

三好市山城町上名の一部（山城四十二地区）の地籍図及び地籍簿

(四) 調査を行った地域

三好市山城町上名の一部（山城四十二地区）

(五) 認証年月日

令和元年五月七日

2 (一) 調査を行った者の名称

三好市

(二) 調査を行った時期

平成二十八年度及び平成二十九年

(三) 成果の名称

三好市山城町上名の一部（山城四十三地区）の地籍図及び地籍簿

(四) 調査を行った地域

三好市山城町上名の一部（山城四十三地区）

(五) 認証年月日

令和元年五月七日

3 (一) 調査を行った者の名称

三好市

(二) 調査を行った時期

平成二十八年度及び平成二十九

(三) 成果の名称

三好市東祖谷榎尾の一部（榎尾六地区）の地籍図及び地籍簿

(四) 調査を行った地域

三好市東祖谷榎尾の一部（榎尾六地区）

(五) 認証年月日

令和元年五月七日

4 (一) 調査を行った者の名称

三好市

(二) 調査を行った時期

- (三) 平成二十八年度及び平成二十九年
度
成果の名称
三好市井川町井内西及び西井川の各一部（井川三十七・井川三十八地区）
の地籍図及び地籍簿
調査を行った地域
三好市井川町井内西及び西井川の各一部（井川三十七・井川三十八地区）
認証年月日
令和元年五月七日
- (五) 認証年月日
令和元年五月七日
- 5
(一) 調査を行った者の名称
三好市
(二) 調査を行った時期
平成二十八年度及び平成二十九年
度
成果の名称
三好市西祖谷山村中尾の一部及び今久保の全部（中尾二地区・今久保地区）
の地籍図及び地籍簿
調査を行った地域
三好市西祖谷山村中尾の一部及び今久保の全部（中尾二地区・今久保地区）
認証年月日
令和元年五月七日
- (五) 認証年月日
令和元年五月七日
- 6
(一) 調査を行った者の名称
三好市
(二) 調査を行った時期
平成二十八年度及び平成二十九
年度
成果の名称
三好市池田町西山の一部（西山十五地区）の地籍図及び地籍簿
調査を行った地域
三好市池田町西山の一部（西山十五地区）
認証年月日
令和元年五月七日
- (五) 認証年月日
令和元年五月七日

徳島県告示第二十四号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第一項の規定に基づき、石井町長、美馬市長、藍住町長及び上板町長から認証の請求のあった地籍調査の成果については、同条第二項の規定により次のとおり認証した。

令和元年五月十四日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 石井町に係る地籍調査

1 調査を行った者の名称

石井町

2 調査を行った時期

平成二十八年度及び平成二十九年年度

3 成果の名称

名西郡石井町藍畑字高畑の一部（藍畑六地区）の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

名西郡石井町藍畑字高畑の一部（藍畑六地区）

5 認証年月日

令和元年五月七日

二 美馬市に係る地籍調査

1 調査を行った者の名称

美馬市

2 調査を行った時期

平成二十八年度及び平成二十九年年度

3 成果の名称

美馬市木屋平字木中の全部及び字二戸の一部（木屋平二十二地区）

の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

美馬市木屋平字木中の全部及び字二戸の一部（木屋平二十二地区）

5 認証年月日

令和元年五月七日

三 藍住町に係る地籍調査

1 (一) 調査を行った者の名称

藍住町

(二) 調査を行った時期

平成二十八年度及び平成二十九年年度

(三) 成果の名称

板野郡藍住町奥野字東中須の一部（東中須二地区）の地籍図及び地籍簿

(四) 調査を行った地域

板野郡藍住町奥野字東中須の一部（東中須二地区）

(五) 認証年月日

令和元年五月七日

- 2 (一) 調査を行った者の名称
藍住町
 - (二) 調査を行った時期
平成二十八年度及び平成二十九年
度
 - (三) 成果の名称
板野郡藍住町奥野字乾の一部(乾一地区)の地籍図及び地籍簿
 - (四) 調査を行った地域
板野郡藍住町奥野字乾の一部(乾一地区)
 - (五) 認証年月日
令和元年五月七日
- 四 上板町に係る地籍調査
- 1 調査を行った者の名称
上板町
 - 2 調査を行った時期
平成二十九年度及び平成三十年
度
 - 3 成果の名称
板野郡上板町西分字サビ、字滝ノ宮西及び字祝谷(上板十六)の地籍図及び地籍簿
 - 4 調査を行った地域
板野郡上板町西分字サビ、字滝ノ宮西及び字祝谷(上板十六)
 - 5 認証年月日
令和元年五月七日

徳島県告示第二十五号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定により、平成三十一年四月一日次の事務を公益財団法人徳島県建設技術センターに委託した。

令和元年五月十四日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県都市公園条例（昭和三十三年徳島県条例第二十号）第十二条第二項に規定する使用料（徳島県蔵本公園の有料公園施設のうち駐車場及び徳島県日峯大神子広域公園の有料公園施設に係るものに限る。）の徴収の事務

徳島県選挙管理委員会告示第一号
 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定に基づく政治団体の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり告示する。
 令和元年五月十四日

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

徳島県選挙管理委員会委員長 芝山日出高

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
大塚あきひろ後援会	大塚明廣	大塚明廣	阿波市阿波町南西谷七番地	平成三十一年三月八日
河口さとし後援会	河口達	河口恵子	徳島市西新浜町二丁目二番七六号	平成三十一年三月十一日
木下よしお後援会	富山利弘	木下昌子	名西郡石井町高川原字南島六五三番地一	平成三十一年三月十八日
柿内久弥後援会	福井雅彦	柿内英男	海部郡牟岐町大字中村本村一〇六番地一〇	平成三十一年三月二十二日
井内章介後援会	井内章介	井内光一	小松島市田浦町字大栗二二三一	平成三十一年三月二十八日
梶てつや後援会	梶哲也	梶尚美	板野郡北島町高房字勝瑞境四五・二	平成三十一年四月四日
岩野角雄後援会	岩野角雄	岩野茂	〇 板野郡上板町七條字石橋ノ上一	平成三十一年四月九日

徳島県選挙管理委員会告示第二号
 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定に基づく政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同
 法第七条の二第一項の規定により、次のとおり告示する。
 令和元年五月十四日

一 政党の支部

徳島県選挙管理委員会委員長 芝 山 日 出 高

政治団体の名称		代表者の氏名	異動事項		異動の内容		異動年月日
自由民主党徳島県 美馬市・美馬郡第一支部	木下賢功	政治団体の名称	自由民主党徳島県 美馬市・美馬郡第一支部	新	自由民主党徳島県 美馬市第一支部	旧	平成三十一年 三月九日
自由民主党鳴門支部	岡田理絵	代表者の氏名	代表者の氏名	岡田理絵	川端正義	堀部厚美	平成三十一年 四月十九日
所在地	主たる事務所の 氏名	会計責任者の 氏名	主たる事務所の 所在地	鳴門市大津町吉永二二四番 地二	堀部厚美	鳴門市撫養町弁財天字本丁 一六堀部厚美方	

二 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称		代表者の氏名	異動事項		異動の内容		異動年月日
幸福実現党池田後援会	安宅めぐ実	代表者の氏名	代表者の氏名	上田幹雄	赤井三千夫	三宅操	平成三十一年 三月十二日
所在地	主たる事務所の 氏名	会計責任者の 氏名	代表者の氏名	安宅めぐ実	植松満雄	三好市池田町馬路横持一三 ・七	平成三十一年 一月一日
所在地	主たる事務所の 氏名	会計責任者の 氏名	代表者の氏名	安宅めぐ実	吉野川市川島町桑村二二二 ・三アクティ川島四〇三		

徳島県選挙管理委員会告示第三号
 政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十七条第一項の規定に基づく政治団体の解散の届出があったので、同条第三項の規定により、次のとおり告示する。
 令和元年五月十四日

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

徳島県選挙管理委員会委員長 芝山日出高

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
宮崎欽司後援会	前田久	平成三十一年三月二十五日
中野しんご後援会	中野真吾	平成三十一年三月二十九日
前田恵後援会	濱皓三	平成三十一年三月二十八日
川端正義後援会	山本光一	平成三十一年三月三十一日
正義	川端正義	平成三十一年三月三十一日

徳島県選挙管理委員会告示第四号

次の政治団体は、政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第二項の規定により、平成三十一年四月一日以後、政治活動（選挙運動を含む。）のために寄附を受け又は支出をすることができない団体となったので、同条第三項の規定により、告示する。

令和元年五月十四日

徳島県選挙管理委員会委員長 芝山日出高

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
土井公二後援会	土井公二	土井雅代	板野郡北島町鯛浜字大西一六
長浜賢一後援会	長濱賢一	長濱淳子	鳴門市撫養町斎田字浜端西一〇二・四

徳島県選挙管理委員会告示第五号
 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項第一号の規定に基づく資金管理団体の指定の取消しの届出があつたので、同法第十九条の二第一項の規定により、次のとおり告示する。
 令和元年五月十四日

徳島県選挙管理委員会委員長 芝山日出高

資金管理団体の届 出をした者の氏名	資金管理団体の名称	取消年月日
中野真吾	中野しんご後援会	平成三十一年 三月二十九日
川端正義	正義	平成三十一年 三月三十一日